

議案第八十五号

専決処分事項の報告について

三朝町表彰条例による功勞表彰について、地方自治法第七十九條の規定により、別紙のとおり専決したので、同条第三項の規定によつて報告し、承認を求めらる。

昭和三十九年十一月十七日報告

三朝町長 坂出雅己

昭和卅九年拾月廿七日承認

三朝町議會議長

矢田秀雄



專決第八号

專決処分書

三朝町表彰条例第三条第四号の規定により次の者を表彰する。

記

功勞表彰

三朝町立高勢小学校長

山根順太郎

右地方自治法第七十九條の規定により專決する。

昭和三十九年十月三十一日

三朝町長 坂出雅己